

平成27年度税制改正について、前号に引き続き抜粋してお知らせします

①欠損金の繰越控除制度の見直し

繰越控除期間の延長

平成29年4月1日以降に開始する事業年度において生じた欠損金額から、繰越控除の期間が、現行の9年から**10年に延長**されます。

事業終了日 ～平成20.3.31	繰越控除 最長7年
事業終了日 平成20.4.1～	繰越控除 最長9年
事業開始日 平成29.4.1～	繰越控除 最長10年



※控除期間の延長に伴い、会計資料の保存期間も10年間に延長して下さい。

②結婚・子育て資金一括贈与に係わる贈与税の非課税措置の創設

受贈者1人につき最大1000万円まで贈与税を非課税に

直系尊属が子や孫に『結婚・子育て資金』用に口座の開設等を行い、金融機関等を経由して申告書を提出することにより、**最大1000万円迄は贈与税が非課税**となる制度が創設されます。尚、支出に対しては、目的に合致しているか領収書による金融機関の確認があります。

連続コラム

《相続税を考える》

シリーズその③

将来の相続税を計画的に減らす一つの方法として生命保険の活用方法をご紹介します。

残された預貯金も相続財産となり相続税の対象となります。契約者が被相続人・死亡保険金の受取人を相続人とした一時払いの生命保険に加入した場合、相続人が受け取った保険金の内、法定相続人の数×500万円(非課税限度額)が控除されるため相続税の対象となる預貯金を減らしつつ相続人に資金移動をする事が可能です。

ご興味がある方、ご検討したい方は、角田会計までご連絡ください。



◆10月から、通知カードの発送が始まり、いよいよ…

【マイナンバー制度】が始まります!



従業員に対して 今年末提出の『扶養控除等申告書』に 本人及び扶養親族のマイナンバー を記載していただきます	事業所の体制作り 特定個人情報の取扱に際し、 適切な安全措置・管理体制の整備 が必要となります
↓	↓
通知カードの厳重保管を徹底	取扱規程,担当者,保管方法等の取決め

◎『扶養控除等申告書』を受取る際には、

通知カードを提示してもらい、記載番号に相違がないか **必ず確認** して下さい。

所長コラム

老若介護の時代か?

統計資料によると日本人の平均寿命は男が80.21歳、女は86.61で、健康寿命は男は71.19歳、女は74.21歳とのこと。

介護の必要な年数はその差で、男は9年余、女は12年余。

今は親子別居が一般的な風潮となっており、必然的に老老介護が10年余りとなっています。

先日見たテレビに、内海桂子・好江で一世を風靡した漫才師の内海桂子さん夫婦が出演しており、二人の年の差28歳とのこと。

一瞬、ええ・・・と思いましたが、加藤茶さんも45歳年下の妻、ネットで見ると年の差10歳以上の芸能人が60人以上掲載されていました。

将来は老老介護ならぬ老若介護。元気ならこれもいいかな? と思いました。

角田英夫



平成27年 路線価が公表されました。当事務所 HPにも載せています。



I.P.brain 認定経営革新等支援機関
角田英夫税理士事務所



ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい

〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24
☎ 046-252-1662
FAX 046-252-1620

<http://www.tsunoda-kaikei.com>